

簡易老人憩の家設置運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域において仲間とともに生きがい活動等に資する環境整備のための簡易老人憩の家設置事業の運営に関して、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、運営者とは、簡易老人憩の家設置に関わる補助金の交付を受けた老人クラブをいう。

(設置基準)

第3条 運営者は、簡易老人憩の家設置施設に「簡易老人憩の家」と表示しなければならない。

(管理運営)

第4条 簡易老人憩の家の管理運営は、運営者が当該事業に関わる補助金の交付確定を受けた日からとし、その管理運営に関しては次の各号によるものとする。

- (1) 利用者は、概ね60歳以上の者とする。ただし、運営者が認める場合にはこの限りではない。
- (2) 簡易老人憩の家設置事業により購入した備品等の利用料は、原則無料とする。
- (3) 利用可能日時等の必要な事項については、運営者と施設管理者とが協議の上で決定し、運営者はその内容を利用者に対して周知しなければならない。

(報 告)

第5条 市長は、運営者に対して利用状況の報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から適用する。
- 2 旧舞阪町、細江町、引佐町、三ヶ日町及び佐久間町(以下「編入市町村」という。)の簡易老人憩の家等の運営については、平成18年度までに限り編入市町村における従前の方法を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用期間は、簡易老人憩の家設置に関わる補助金の交付確定を受けた日から5年間とする。